

# 火災概況月報 (令和6年7月分)

2024年度全国統一防火標語 『守りたい 未来があるから 火の用心』

火災概況通信 8月号 令和6年8月21日

編集・発行 岐阜県消防課 TEL 058-272-1123

	区分	火災件数(件)					焼損面積			火災損害額(千円)	焼損棟数(棟)	り災世帯数(世帯)	り災人員(人)	
		計	建物		林野	車両	その他	建物焼損	建物焼損	林野焼損				
			住宅(併用共同含)	その他				床面積(m <sup>2</sup> )	表面積(m <sup>2</sup> )	面積(a)				
合計	前月累計	374	132	74	8	30	130	7,594	675	82	435,041	252	144	340
	本月計	43	15	11	0	4	13	3,079	77	0	322,628	27	10	26
	累計	417	147	85	8	34	143	10,673	752	82	757,669	279	154	366
	前年累計比較	△44	30	△22	△11	4	△45	△180	18	△448	△237,465	△36	△28	△27
前年累計分	同月分	53	9	15	1	8	20	108	39	0	36,187	26	16	38
	累計分	461	117	107	19	30	188	10,852	734	530	995,134	315	182	393

	区分	死傷者数		出火原因(件)										不明調査中	
		死者(人)	負傷者(人)	計	たばこ	こんろ	火遊び	たき火	放火	放火の疑い	ストーブ	火入れ	電灯・電話等配線		
合計	前月累計	15	54	374	22	26	4	42	19	15	14	25	8	125	74
	本月計	1	2	43	0	2	0	1	3	0	0	1	1	12	23
	累計	16	56	417	22	28	4	43	22	15	14	26	9	137	97
	前年累計比較	0	△5	△44	△9	8	2	△28	△1	4	6	△17	△5	△15	11
前年累計分	同月分	1	7	53	2	2	1	1	1	2	0	7	0	24	13
	累計分	16	61	461	31	20	2	71	23	11	8	43	14	152	86

※数字は速報値ですので、今後変わる場合があります。

1 7月の総出火件数は43件で、前年同月に比べ10件減少(18.9%減)しました。

- ・建物火災は26件(2件増)、林野火災0件(1件減)、車両火災は4件(4件減)、その他火災は13件(7件減)となっています。
- ・建物火災は全火災の60.5%でした。



2 7月の火災による死者は1人で前年同月と同数、負傷者は2人で前年同月と比較して5人減少しました。

3 出火原因の第1位は「放火」で3件でした。  
・「放火」と「放火の疑い」を合わせた件数は3件(7.0%)です。



## ★ 住宅用火災警報器の設置、点検をしていますか？

7月は住宅火災の割合が全火災の34.9%、令和6年の1月～7月の全火災においても、住宅火災が35.3%占めています。

住宅火災で亡くなる方の多くは逃げ遅れによるもので、逃げ遅れ対策には住宅用火災警報器の設置が非常に有効です。

また、せっかく設置した住宅用火災警報器をいざというときにきちんと作動させるため、定期的な点検と、設置から10年を経過した物は電池や機器本体を取替えましょう。

### ■ 作動確認方法

・ボタンがついている場合はボタンを押す、ひもがついている場合はひもを引く

※ボタンを押したりひもを引いたりしても作動しない場合は電池切れなどのおそれがあります。すみやかに電池や機器本体を交換しましょう。



### ■ 住宅防火対策

＜住宅防火 いのちを守る 10のポイントー4つの習慣・6つの対策ー＞

#### 4つの習慣

1. 寝たばこは絶対にしない、させない
2. ストーブの周りに燃えやすいものを置かない
3. こんろを使うときはときは火のそばを離れない
4. コンセントはほこりを清掃し、不必要的なプラグは抜く

#### 6つの対策

1. 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する
2. 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
3. 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防炎品を使用する
4. 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく
5. お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
6. 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

## ★ 2024年度 全国統一防火標語

# 守りたい 未来があるから 火の用心

## ★ 住宅用火災警報器を設置しましょう！！

### ■ 県内の令和6年6月時点の設置率は82.1%！

消防法の改正により、県内では平成23年5月31日までの設置が義務化された、住宅用火災警報器の設置率(令和6年6月時点)が7月に公表されました。

全国における住宅用火災警報器の設置率は84.5%、岐阜県における設置率は82.1%となっており、前回の82.1%から変化はありません。

47都道府県中、岐阜県の設置率は26番目となります。

#### ○設置義務のある場所

寝室と寝室がある階の階段上部(寝室が2階以上の場合)

・新設住宅 平成18年6月～ 既存住宅 平成23年6月～

	設置率	参考(前回)	増減	条例適合率
	R6.6	R5.6		R6.6
全国	84.5%	84.3%	0.2	66.2%
岐阜県	82.1%	82.1%	0	63.8%

設置率：設置義務のある場所の一部分でも設置している住宅を含めた割合

条例適合率：設置義務のある場所すべてに設置している住宅の割合



あなたや家族の大切な命を守るために、一日も早い住宅用火災警報器の設置をお願いします。